

平成25年 2月20日

平成25年

第1回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成25年第1回教育委員会臨時会会議録

平成25年2月20日午後3時大田区教育委員会臨時会を開催した。

1 出席委員

横川敏男	委員	委員長
鈴木清子	委員	委員長職務代理者
藤崎雄三	委員	
尾形威	委員	
芳賀淳	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ推進担当部長（教育総務部副参事（国体担当）事務取扱）	赤 松 郁 夫
参事（調整担当）	佐 藤 一 義
教育総務課長	青 木 重 樹
施設担当課長	中 山 順 博
教育事務改善担当課長	室 内 正 男
学務課長（私学行政担当課長兼務）	水 井 靖
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小 黒 仁 史
教育センター所長	菅 三 男
社会教育課長	木 田 早 苗
大田図書館長	山 本 成 俊

計 12 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第1回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 横川 敏 男

○委員長

ただいまから、平成25年第1回教育委員会臨時会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。  
次に、会議録署名委員に鈴木委員を指名する。

日程第1 「議案審議」

○委員長

第4号議案について、事務局の説明を求める。

○教育総務課長

第4号議案 大田区立馬込第二小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立てに対する決定について説明する。

- 1 異議申立人 記載のとおり
- 2 決定案 次のとおりとする。

主文 本件異議申立てを棄却する。

理由

第1 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成25年1月29日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）に対してした、大田区立馬込小学校（以下「馬込小学校」という。）から大田区立馬込第二小学校（以下「馬込第二小学校」という。）への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 申立人の子（以下「子」という。）には、現在馬込第二小学校4年生に在籍している姉がいる。兄弟そろって同じ小学校であれば共に通学路を登下校することにより、安心して通学させることができる。
- (2) 震災など有事の際は、兄弟そろって同じ避難場所にいれば安心できる。しかし、学校が分かれてしまうと、両親が子を引取りに行く際、どちらの子を優先させるかなど不安な状況が生じる。有事を想定した二学期初日の引取訓練では例年子の母親が引取りに行っているが、兄弟が別の小学校になる場合、訓練のために申立人が有給休暇をとり会社を休んで引取りに行くか、子をどちらか待たせなければならなくなる。
- (3) 馬込小学校と馬込第二小学校では、運動会や学校公開など学校を代表する大きな行事が同じ時期に行われているため、学校が別々になると、申立人の家族がそろって行事に参加できなくなり、子の心を傷つける可能性がある。

- (4) 申立人の自宅から小学校へ通学するには、環状七号線という大きな幹線道路を渡らなくてはならないが、姉と一緒になら安心して登下校できる。
- (5) 現在、子が通っている幼稚園での友人は、馬込第二小学校に多く通学するため、同校に入学できれば安心して通学できる。また、学校生活全般にわたって友人との縁を大切に、維持することができる。

## 第2 審査庁の認定事実及び判断

### 1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 教育委員会は、平成24年12月18日付け「小学校就学通知書」を子の世帯主へ送付し、子の就学校を馬込小学校に指定した。
- (2) 教育委員会は、馬込第二小学校の新1年生の受入れについて同学校の施設においては、学級増に対応できる教室がないことから、平成25年度については、「2学級（65名）を超えた場合は抽選とする」とし、区報及び区ホームページにて周知した。
- (3) 申立人から、平成25年1月5日付けで、本件異議申立てに係る指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理した。
- (4) 教育委員会は、平成25年1月28日現在、馬込第二小学校の通学区域内児童数が受入れ可能人数である65名を超えていることから、同学校に対する指定校変更申請者については全員不許可とすることを、平成25年1月29日に決定した。
- (5) 教育委員会は、平成25年1月29日付け「指定校変更申請の審査結果について」を申立人へ送付した。
- (6) 申立人から、本件の決定に不服があるとして、平成25年2月5日付け「指定校変更申請の審査結果への異議申し立てについて」が提出された。
- (7) 教育委員会は、上記（6）の「指定校変更申請の審査結果への異議申し立てについて」を教育委員会宛の異議申立書と読み替え、異議申立書中「審査請求」とあるを「異議申立て」として、同日これを受理した。

### 2 判断

- (1) 教育委員会が行った就学通知は、学校教育法施行令第5条第1項及び第2項に基づき、就学期日及び就学指定校を通知したものである。また、同通知における就学校の指定については、大田区立学校設置規則第2条で定めた通学区域により、子の住所地から馬込小学校を指定したものである。
- (2) 馬込第二小学校は、平成24年度の学級数が、1学年3学級、2～6学年2学級の計13学級で編制されており、これ以上の学級増に対応できる余裕教室がない状況である。新1年生については、通学区域内の児童のみであれば2学級を維持できる見込みであったため、指定校変更申請による受入れを含め、学級数を2学級に制限している。
- (3) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」（平成22年11月8日教育長決定）を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、

問題がある場合は不許可とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は、「地理的・身体的事由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。

申立人は、指定校変更申請理由を子の姉が在籍していること及び友人関係としており、これは同基準において許可することができる事由として定められている理由である。しかしながら、同基準は、上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提としているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。また、申請者にはそれぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度や該当する事由の多少などをもって、申請者間で優劣をつけることは困難である。したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、申立人に対する不許可決定を取消し、指定校変更申請を認めることは適当ではない。

(4) 以上のとおりであるので、教育委員会が平成25年1月29日付けで行った指定校変更不許可決定に、違法・不当性はない。

3 よって、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

3 関係書類 ①小学校就学通知書

②指定校変更申請書

③指定校変更申請の審査結果について

④異議申立書

⑤指定校変更申請審査基準

4 提案理由 異議申立人が、平成25年2月5日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に対する異議申立てについて、行政不服審査法第47条第2項の規定に基づき決定を行う必要があるため、この案を提出する。

○委員長

第4号議案について、意見や質問はあるか。

○芳賀委員

馬込第二小学校は、平成24年度の学級数が1学年3学級、2～6学年2学級の計13学級とある。来年度、新1年生が2学級になるということは、来年度は計12学級になるということか。

○学務課長

6年生の2学級が卒業して、新しく1年生が2学級できるので、今年度と同じ13学級である。1年生の3学級は、来年度は2年生になる。

○芳賀委員

1年生だから特別扱いで3学級だったということではなく、そのまま2年生が3学級に

なるということか。

○学務課長

そのとおりである。2学級が卒業するので、次に入れるのは2学級となる。

○芳賀委員

いろいろな事情があるのだろうが、参考までに今年度は1年生が3学級だったのはなぜか。

○学務課長

昨年3学級だったのは、地域の児童が多かったためである。そのときは教室に余裕があったので3学級にできたが、今年度については2学級とするという考えが先にあり、そこで余裕が出れば、指定校変更を受け入れることにした。

○芳賀委員

事実としては了解した。

○委員長

ほかに、意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第4号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第4号議案について、原案どおり決定する。

引き続き、第5号議案だが、第5号議案は人事に関する案件である。

大田区教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きに、「委員長又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」とある。私としては、非公開としたいと思うが、委員の皆様いかがか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、本議案審議については非公開とする。

(午後3時12分から3時30分まで非公開)

これをもって、平成25年第1回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後3時31分閉会)